

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第2章 事務組織 (部課等)</p> <p>第5条 事務局に、<u>学務部</u>、<u>研究・財務戦略部</u>及び<u>総務・経営企画部</u>並びに府中地区事務部及び小金井地区事務部を置く。</p> <p>2 <u>学務部</u>に、学務課及び入試企画課を置く。</p> <p>3 <u>研究・財務戦略部</u>に、<u>研究支援課</u>、財務課及び施設整備課を置く。</p> <p>4 <u>総務・経営企画部</u>に総務課、企画課、人事課を置く。 (教育支援室及び国際交流室)</p> <p>第6条 <u>学務部</u>学務課に、教育支援室及び国際交流室を置く。 (研究推進室、産学連携室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室)</p> <p>第6条の2 <u>研究・財務戦略部</u>研究支援課に、研究推進室、産学連携室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室を置く。 (情報化推進室及び環境安全管理室)</p> <p>第7条 <u>総務・経営企画部</u>総務課に、情報化推進室及び環境安全管理室を置く。 (特定の職務を担当する事務職員)</p> <p>第20条の2 事務局又は課等に、特定の職務を担当する第14条から第20条までに規定する事務職員を置くことができる。</p>	<p>本則</p> <p>第2章 事務組織 (部課等)</p> <p>第5条 事務局に、<u>教学支援部</u>、<u>経営部</u>及び<u>総務部</u>並びに府中地区事務部及び小金井地区事務部を置く。</p> <p>2 <u>教学支援部</u>に、学務課、入試企画課及び<u>研究支援課</u>を置く。</p> <p>3 <u>経営部</u>に、財務課及び施設整備課を置く。</p> <p>4 <u>総務部</u>に総務課、企画課、人事課を置く。 (教育支援室及び国際交流室)</p> <p>第6条 <u>教学支援部</u>学務課に、教育支援室及び国際交流室を置く。 (研究推進室、産学連携室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室)</p> <p>第6条の2 <u>教学支援部</u>研究支援課に、研究推進室、産学連携室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室を置く。 (情報化推進室及び環境安全管理室)</p> <p>第7条 <u>総務部</u>総務課に、情報化推進室及び環境安全管理室を置く。 (特定の職務を担当する事務職員)</p> <p>第20条の2 事務局又は課等に、特定の職務を担当する<u>第12条及び</u>第14条から第20条までに規定する事務職員を置くことができる。</p>	<p>事務組織改組に伴う改正</p> <p>第12条に規定する部長を加える改正</p>

<p>2・3 (略)</p> <p>第3章 所掌事務 (学務課)</p> <p>第23条 学務部学務課(教育支援室及び国際交流室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>2 学務部学務課教育支援室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>3 学務部学務課国際交流室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(入試企画課)</p> <p>第24条 学務部入試企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(研究支援課)</p> <p>第25条 研究・財務戦略部研究支援課(研究推進室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 研究・財務戦略部研究支援課研究推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 研究・財務戦略部研究支援課産学連携室においては、第1項の</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>第3章 所掌事務 (学務課)</p> <p>第23条 教学支援部学務課(教育支援室及び国際交流室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>2 教学支援部学務課教育支援室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>3 教学支援部学務課国際交流室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(入試企画課)</p> <p>第24条 教学支援部入試企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(研究支援課)</p> <p>第25条 教学支援部研究支援課(研究推進室、研究リスクマネジメント室及び図書館支援室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 教学支援部研究支援課研究推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>3 教学支援部研究支援課産学連携室においては、第1項の事務の</p>	
---	---	--

<p>事務のほか、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>4 研究・財務戦略部研究支援課研究リスクマネジメント室においては、次の事務をつかさどる。ただし、他の課等の所掌に属する事務を除く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 研究・財務戦略部研究支援課図書館支援室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(財務課)</p> <p>第26条 研究・財務戦略部財務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(施設整備課)</p> <p>第27条 研究・財務戦略部施設整備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第28条 総務・経営企画部総務課(情報化推進室及び環境安全管理室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2 総務・経営企画部総務課情報化推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 総務・経営企画部総務課環境安全管理室においては、次の事務</p>	<p>ほか、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>4 教学支援部研究支援課研究リスクマネジメント室においては、次の事務をつかさどる。ただし、他の課等の所掌に属する事務を除く。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 教学支援部研究支援課図書館支援室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(財務課)</p> <p>第26条 経営部財務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(施設整備課)</p> <p>第27条 経営部施設整備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第28条 総務部総務課(情報化推進室及び環境安全管理室を除く。)においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>2 総務部総務課情報化推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 総務部総務課環境安全管理室においては、次の事務をつかさど</p>	
--	---	--

<p>をつかさどる。 (1)～(3) (略) (企画課) 第 29 条 <u>総務・経営企画部</u>企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(11) (略) (人事課) 第 30 条 <u>総務・経営企画部</u>人事課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(20) (略)</p>	<p>る。 (1)～(3) (略) (企画課) 第 29 条 <u>総務部</u>企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(11) (略) (人事課) 第 30 条 <u>総務部</u>人事課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(20) (略)</p>	
---	--	--

附 則 (令和 5 年 1 月 1 日規程第 63 号)
この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。